

番号法に基づく個人番号の利用等に関する条例（素案）
に対して提出された意見の概要と市の考え方について

1 意見募集の概要

- (1) 募集期間 平成 27 年 6 月 25 日から平成 27 年 7 月 24 日まで
- (2) 募集対象
 - ① 市内に住所を有する方
 - ② 市内の事業所等に勤務する方
 - ③ 市内の学校に在学する方
 - ④ その他この素案に関し利害関係を有する方

2 意見募集の結果

- (1) 意見提出者数 2名
- (2) 意見数 2件
- (3) 提出された意見の概要及び市の考え方 次のとおり

	意見の概要	意見に対する市の考え方
1	個人情報を守られるのか不安があります。	個人番号及び個人番号を含む特定個人情報の取扱いについては、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）」等を参考に適正に執行してまいります。 また、番号法では、特定個人情報の違法な取扱いについて、個人情報保護法よりも多い種類の罰則を設け、法定刑も重くなっています。
2	マイナンバーを医療に応用し、医療機関と家庭との間で電子カルテや健康に関する情報を共有する地域ネットワークの形成を提案します。	本市における個人番号の利用については、番号法の趣旨及び国における個人番号の利用に関する検討状況を踏まえた上で、市民の皆様の利便性の向上に寄与できる制度運営をしてまいりたいと考えております。